

## 滑川市社会福祉協議会フードドライブ事業実施要項

### 1. (目的)

この事業は、一時的な生活困窮者に対して、生活改善につながる相談支援や貸付、生活保護等の福祉サービスにつなげるために、広く市民より物資を募り、現物給付を通して、暮らしを立て直す一助とするために行うことを目的とする。

### 2. (実施期間)

期間を定めず、随時とする。

### 3. (求める物資)

市民より求める物資は以下のものとする。ただし、生活維持に必要な日用品についてはこの限りではない。

- ① お米
- ② 保存食品(缶詰、インスタント食品、レトルト食品等)
- ③ 乾物(乾麺、のり、昆布等)
- ④ 調味料各種
- ⑤ 茶葉類
- ⑥ ベビーフード、粉ミルク、お菓子
- ⑦ その他(洗剤、軍手、柔軟剤、消毒液等)

#### (注意点)

- ・賞味期限が明記されており、かつ1か月以上あるもの(米、塩は除く)
- ・常温で保存可能なもの
- ・未開封のもの
- ・破損で中身がでていないもの

### 4. (配布方法)

滑川市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)もしくは滑川市福祉介護課および子ども課(以下、「市」という。)等にて、食べ物等に窮している旨のご相談が入った場合は、相談者の要望等を聞いた上で、食べ物等を1回提供する。

なお、複数回にわたり支援を希望する者については、以下の条件とする。

- ① 市社協、市での継続的相談、また場合によっては、東部生活自立支援センター(以下、「センター」という。)の相談援助を受けること。

- ② 市社協、市、センターの助言、指導に従い、生活再建に協力的であること
- ③ 現在の収支について、家計相談を受け、収支の改善に努めること。
- ④ 原則、提供は1回までとするが、追加の支援を受けたい場合は、生活再建の目途について、市社協、市、センターと話し合うこと。

#### 5. (処理)

賞味期限が切れたもの、破損したものについての処分は市社協に一任するものとする。

#### 附 則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

この要項の一部改正は令和3年4月22日から施行する。

(お問い合わせ)

滑川市社会福祉協議会

地域福祉・ボランティア係

TEL076-475-7004 FAX076-475-9671

e-mail:nashakyo@po4.nsk.nel.jp